2　この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3　この協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条2及び3、第五条から第八条まで、第九条2並びに第十条から第十三条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語、トルコ語及び英語により本書二通を作成し、二千十三年四月二十六日に東京で、及び二千十三年五月三日にアンカラで署名した。これらの言語の本文の解釈に関し紛争が生ずる場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
岸田文雄
トルコ共和国政府のために
タネル・ユルドゥズ

附属書A

A部

1　重水素及び重水　B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物（いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

2　原子炉級黒鉛　ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B部の1に規定する原子炉において使用するもの（いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。）

B部

1　原子炉　制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。）

2　原子炉容器　1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品

3　原子炉燃料交換機　1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4　原子炉制御棒及び原子炉制御設備　1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5　原子炉圧力管　1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管

6　ジルコニウム管　ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五百未満のもの（いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

7　一次冷却材ポンプ　1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8　原子炉内装物　炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9　熱交換器　1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器（蒸気発生器）

10　中性子検出機器及び中性子計測機器　1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11　原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

12　原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

C部

1　原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのプルトニウムの転換プラント及び当該プルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備

2　照射済原子炉燃料要素の再処理プラント及び照射済原子炉燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備

3　天然ウラン、劣化ウラン又は特殊核分裂性物質の同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計し、又は製作した設備であって分析機器以外のもの

4　重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B　防護の水準

第三群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。）の下に行うこと。

第二群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域（警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。）内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。）の下に行うこと。

第一群（付表の定義による。）

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域（第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。）内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。